

【重要事項説明書】

-目 次-

1. 事業者の概要
2. 事業の目的
3. 運営方針
4. サービスを提供する事業所の概要
5. サービス内容
6. 利用料金等
7. サービスのご利用についての注意事項
8. 虐待の防止のための措置
9. 身体拘束等の禁止
10. 緊急時の対応方法
11. サービス提供時の事故について
12. サービス内容に関する相談・苦情窓口

重要事項説明書別紙 訪問介護サービス料金

指定訪問介護サービス重要事項説明書

この指定訪問介護サービス重要事項説明書は、利用者やその家族に対し、事業所の運営規程の概要や勤務体制・その他重要な事項を記したものであります。

(利用者にこの文書を交付して、ご説明申し上げることは事業所の義務として法令上規定されています。)

1. 事業者の概要

名 称 株式会社 アリスジャパン

所 在 地 【本社】〒721-0965 広島県福山市王子町二丁目11番6号

電話番号 084-923-0721 (本社代表)

代 表 者 代表取締役 伊藤 健二

資 本 金 1,000万円

事業内容 介護保険サービス

(訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

2. 事業の目的

株式会社アリスジャパンが開設するケアサービス笠岡（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問介護のサービスを提供することを目的とします。

3. 運営方針

①事業所の訪問介護員等は、利用者的心身機能の改善・環境調整等を通じて利用者の自立を支援し生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような働きかけを行うと共に、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととします。

②サービス提供の実施に当たり、利用者的心身状況を把握し個々のサービスの目的・内容・実施時間を定めた訪問介護計画を作成すると共に、訪問介護計画の作成後実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を居宅介護支援事業所へ報告することとします。

4. サービスを提供する事業所の概要

事 業 所 名	ケアサービス笠岡
所 在 地	岡山県笠岡市吉田字山中35番3号
電 話 番 号	0865-69-5123
介護保険指定事業者番号	訪問介護 3370500419
通常の事業の実施地域	井原市（美星町・芳井町は除く）、笠岡市（諸島部は除く）、浅口市、矢掛町、里庄町

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------------	--------------------

< 従業者体制 >

従業者の職種	勤務形態・人数	
	常勤	非常勤
管理者	1人	人
サービス提供責任者	2人	人
介護福祉士	2人	1人
実務者研修	人	人
初任者研修	人	4人
ホームヘルパー1級・2級		
事務職員	人	人

※職務内容

- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元に行う。
- サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成・利用の申し込みに係わる調整・訪問介護員等による技術指導等サービスの内容の管理を行う。
- 訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。

< 営業日及び営業時間 >

月～日曜 8：30～17：30

- 上記以外の時間を希望される方については、相談に応じます。
- 夜間は転送電話にて対応させて頂きます。

5. サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	<p>◎訪問介護計画に基づいた、食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・胃ろう・痰の吸引等、利用者の身体に直接接觸して行う介助、並びにこれらを行うために必要な準備及び片付け。 ※胃ろう・痰の吸引については一部制約があります。 諸手続きが必要になりますので、希望される方は事前にご相談下さい。</p> <p>◎利用者の日常生活動作能力や意欲の向上の為に、利用者と共に行う自立支援の為のサービス。</p> <p>◎その他、専門知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上の為のサービス。</p>
生活援助	◎訪問介護計画に基づいた、調理・掃除・洗濯等・身体介護以外の利用者本人の日常生活の援助であり、利用者が単身・家族が障害・疾病などの為、本人や家族が家事を行うことが困難な場合

	にご利用できます。
--	-----------

※次のような行為は生活援助及び身体介護の内容に含まれません。

①商品の販売・農作業等生産業の援助的な行為。

②直接利用者の援助に属しないと判断される行為。

例) 利用者以外の方に係わる洗濯・調理・買物・布団干し

主として利用者が使用する居室等以外の掃除

来客の応接（お茶・食事の手配等）、自家用車の洗車・清掃等

③日常生活の援助に該当しない行為。

例) 草むしり・花木の水やり・ペットの世話等

家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え

大掃除・窓のガラス磨き・床のワックスがけ・室内の修理・ペンキ塗り

植木の剪定等の園芸・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

6. 利用料金等

サービス利用料	厚生労働大臣の定める基準の通り（別紙）
交通通費	<p>前記4に記載する通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費について、その実費を徴収します。</p> <p>なお、自動車等を使用した場合の交通費については ◎通常の事業の実施地域を越えた時点から1km毎50円とし、訪問介護を提供する利用者の居宅までの往復の交通費をご負担頂きます。</p>
料金のお支払い方法	<p>A) 指定銀行への振込 ※広島銀行 支店名：福山胡町支店 口座番号：普通 3163717 口座名義：株式会社アリスジャパン</p> <p>※ゆうちょ銀行 口座番号：01340-3-22650 口座名義：株式会社アリスジャパン</p> <p>B) 稼働時での手渡し ◎上記A・Bいずれかのお支払い方法にて、利用翌月末までに徴収させて頂きます。</p>
キャンセル料	前日正午までに事業所に申し出た場合は、キャンセル料は発生しませんが、期日までに申し出のないキャンセルに関しましては、サービス相当分の利用料金の請求をさせていただきます。

7. サービスのご利用についての注意事項

実施するサービスについて

- ・指定訪問介護サービスは、居宅サービス計画及び訪問介護計画に基づいて提供致します。
- ・居宅サービス計画及び訪問介護計画で定められた以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。
- ・サービス内容の変更に関しては、利用者又は家族が直接訪問介護員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。
- ・サービス内容の変更に関しては、ケアマネジャー又は当事業所のサービス提供責任者に依頼下さい。
- ・利用者以外の家族に対する指定訪問介護サービスの提供はできません。

担当する訪問介護員について

- ・サービスの提供に当たっては、介護の資格を持った訪問介護員が行います。
- ・事業所の選任した訪問介護員がサービスを行います。利用者又は家族が訪問介護員を指名することはできません。選任された訪問介護員の交替を希望される場合、その訪問介護員が不適当と認められる事情、又は交替を希望する理由を明らかにして交替を申し出ることができます。
- ・基本的には、複数の訪問介護員がサービスを提供させて頂きます。
- ・事業所の都合により訪問介護員を交代することがあります。その場合、利用者又は家族に対してサービスご利用上不利益が生じないよう十分配慮致します。

サービス提供する上で使用する物品について

- ・利用者のお住まいでのサービスを提供する為に必要な備品等（水道・ガス・電気等）を無償で使用させて頂きます。

訪問介護員の禁止事項

- ・医療行為（床ずれの処置・マッサージ等）は法律により、訪問介護員はできないことになります。
- ・決められた時間以外での買い物・薬の受け取り、又は訪問介護員の車に同乗しての買い物・通院はできないことになっております。

秘密保持

- ・事業所及びサービス従業者は、指定訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者及び介護者（家族等）に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。
- ・事業所及びサービス従業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に文書により、利用者及びその家族の同意を得ることになります。

訪問介護員の倫理規定

- ・訪問介護員個人の電話番号や住所は、お知らせできることになっております。
- ・訪問介護員は、仕事中の茶菓子・お礼は一切受け取れないことになっております。

金銭に関するこ

- ・訪問介護員は買い物・薬の受け取り以外のお金の取り扱い（預金通帳を預かる等）はできま

せん。

- ・買い物等で金銭をお預かりする際は、金銭預り証に預かった金額・購入した品目と金額・お釣りを記載して確認印を頂きます。
- ・止むを得ず現金の入金・引き出しの為預金通帳をお預かりする場合は、必ず委任状を記入して頂くことになっております。
(例：本人が体調不調等で銀行に行けない場合、代理人として銀行に行く等)

8. 虐待の防止のための措置

- ・虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	大岸 富美恵
---------------	--------

- ・虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- ・虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応すると共に、虐待等が明らかになった場合はすみやかに市町の窓口に通報します。

9. 身体拘束等の禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束や行動を制限する行為を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得ることとし、身体拘束を行った場合はその状況についての経過を記録し、できるだけ早急に拘束を解除すべく努力をすることとする。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容体に変化等があり緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせて頂いた、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。(原則として訪問介護員は救急車への同乗はいたしません。)

11. サービス提供時の事故について

- ・サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに市町・利用者の家族・利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡をとり必要な措置を講じるとともに損害を賠償します。
- ・但し、利用者又はその代理人に予めご了解いただいたサービス内容及びサービス手順での提供中に、利用者又はその代理人の重過失から事態が発生した場合には事業所は賠償責任を免除、又は賠償額を減じることがあります。
- ・なお、次のような事業所の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、事業所は賠償責任を免れます。

- ①利用者が契約締結時にその疾病及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ②利用者若しくは介護者(家族等)が、訪問介護サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施した訪問介護サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④利用者又は介護者(家族等)が、事業所及びサービス従業者の指示・助言・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- ⑤物品等の破損が自然に又は老朽化により発生した場合。

12. サービス内容に関する相談・苦情窓口

事業所相談窓口		< 電話 > 0865-69-5123 < 受付時間 > 平日の 8:30~17:30 < 担当者 > 大岸・田淵 < 解決責任者 > 大岸 富美恵
外部苦情申し立て機関	岡山県国民健康保険団体連合会	< 電話 > 086-223-8811
	笠岡市長寿支援課	< 電話 > 0865-69-2139
	井原市介護保険課	< 電話 > 0866-62-9519
	矢掛町福祉企画課	< 電話 > 0866-82-1026
	浅口市高齢者支援課	< 電話 > 0865-44-7113
	里庄町健康福祉課	< 電話 > 0865-64-7211

13. 第三者評価実施状況

実施の有無 有 無

重要事項説明書別紙 訪問介護サービス料金

事業所が提供する訪問介護サービスの利用料及び、利用者にご負担いただく金額は次の通りです。尚、この金額は介護保険法に基づくものです。

【料金表】(上段：金額、下段()内：介護給付費単位数)

サービスの種類	時間帯	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分毎加算
身体介護 中心型	通常時間帯 午後8時～午後6時	1,630円 (163単位)	2,440円 (244単位)	3,870円 (387単位)	5,670円 (567単位)	820円 (82単位)
	早朝・夜間帯 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	2,040円 (204単位)	3,050円 (305単位)	4,840円 (484単位)	7,090円 (709単位)	所定単位数 に25%加算
	深夜帯 午後10時～午前6時	2,450円 (245単位)	3,660円 (366単位)	5,810円 (581単位)	8,510円 (851単位)	所定単位数 に50%加算
サービスの種類	時間帯	—	20分以上 45分未満	45分以上	—	—
生活援助 中心型	通常時間帯 午後8時～午後6時	—	1,790円 (179単位)	2,200円 (220単位)	—	—
	早朝・夜間帯 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	—	2,240円 (224単位)	2,750円 (275単位)	—	—
	深夜帯 午後10時～午前6時	—	2,690円 (269単位)	3,300円 (330単位)	—	—

備考：以下介護保険法指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づいて記載しております。

※生活援助を算定する場合

生活援助を算定する場合については単身の世帯に属する利用者、若しくは親族と同居している利用者であって当該親族等の障害・疾病等の理由により、利用者又は親族等が家事を行うことが困難であるものに対して、サービスを行うこととする。(調理・洗濯・掃除等の家の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる要介護者に対して行うもの)

※1回の訪問で『身体介護』と『生活援助』が混在する場合

身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った時は65単位を加算します。45分以上行った時は130単位、70分以上行った時は195単位を所定単位数に加算します。

例1) 身体介護30分未満(244単位)+生活援助20分以上(65単位)=身体1生活1(309単位)

例2) 身体介護30分未満(244単位)+生活援助45分以上(130単位)=身体1生活2(374単位)

例3) 身体介護30分未満(244単位)+生活援助70分以上(195単位)=身体1生活3(439単位)

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行った場合

利用者の心身の状態等により 1 人の訪問介護員によるサービスの提供が困難な時は、利用者の同意を得て 2 人の訪問介護員でサービス提供します。この場合、所定単位の 100 分の 200 に相当する単位数を算定します。

※初回加算 1月につき 200 単位

新規に訪問介護計画書を作成し、過去 2 月に当事業所からサービスの提供を受けていない利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合の加算となります。

※緊急時訪問介護加算 1回につき 100 単位

利用者やその家族等からの要請を受けて 24 時間以内にサービス提供責任者がケアマネジャーとの連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた場合に居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護）を行った場合の加算となります。

※生活機能向上連携加算（I） 1月につき 100 単位

利用者に対して、訪問又は通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行う。初回の当該訪問介護が行われた月に加算となります。

※特定事業所加算（II） 1月につき所定単位数の 10 %

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境整備、中重度者への対応などを行っている事業所に加算となります。

※介護職員等処遇改善加算（I） 1月につき所定単位数 × 24.5 %

介護職員の処遇改善が後退しないよう更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とする加算となります。

※ご利用者様のご負担額

- ・訪問介護サービスの利用について、介護保険の適用がある場合には消費税は非課税です。
(介護保険対象外のサービスを希望される場合は、別途消費税をいただきます。)
- ・利用者が要介護認定を受けていない場合、または居宅サービス計画が作成されていない場合に
は、サービス利用料全額をお支払いいただきます。(要介護認定後、または居宅サービス計画

作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から利用者へ直接払い戻されます。(償還払い)

- ・利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の割合の額です。

※サービスの種類の区分について

訪問介護サービスの料金は、身体介護を中心である『身体介護中心型』と、家事援助を中心となる『生活援助中心型』の 2 種類に区分されます。1 回の訪問で『身体介護』と『生活援助』が混在する場合は、『身体介護中心型〇〇分・生活援助中心型〇〇分』のように同時に表記される場合があります。

『身体介護中心型』 専ら身体介護を行う場合。または主として『生活介護』や『身の回り介護』を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合。

- ・動 作 介 護 … 体位交換・移動介助・移乗介助・起床介助・就寝介助等の短時間で行われる介助。
- ・身の回り介護 … 排泄介助・部分清拭・部分浴介助・整容介助・更衣介助等のやや長

い時間を必要とする介助。

- ・生 活 介 護・・・食事介助・全身清拭・全身浴介助等の長時間が必要とする介助。
- ・乗 降 介 助・・・病院への通院、公的機関への乗降介助等。

『生活援助型』・専ら生活援助を行う場合。生活援助に伴い、若干の『動作介護』を行う場合。

- ・生 活 介 護・・・買い物・調理・洗濯・被服の補修・居室の掃除・薬の受取り。

※本表は代表的なサービスの単位数を記したものです。本表に記載の無いサービス単位については、事業所のサービス提供責任者にお問合わせ下さい。

注) 実際の料金は、1ヶ月間にご利用されたサービスの【介護給付費単位数】の合計に【介護給付費1単位に対する単価10.00円】を乗じ、1円未満を切り捨てた金額となります。
詳しくは上記の計算方法をご参照願います。